

熊本県公報

第 1 1 0 8 4 号
平成 16 年 2 月 16 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 2
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 2
- " ……………(") 2
- 道路の供用開始……………(") 3
- " ……………(") 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 3
- 八代都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(都市計画課) 4
- 人吉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 4
- 水俣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 4
- 玉名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 5
- 本渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 5
- 山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 5
- 牛深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 6
- 菊池都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 6
- 城南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 6
- 松橋不知火都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 7
- 小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 7
- 長洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 8
- 植木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 8
- 大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 8
- 泗水都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 9
- 阿蘇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 9
- 御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 9
- 鏡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 10
- 芦北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の縦覧……………(") 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出の取下げ……………(商工政策課) 10
- 換地処分……………(農地建設課) 11
- 熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務状況の公表……………(土地資源対策課) 11
- 登 載 依 頼
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則及び勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 40
- エイズ対策会議の開催……………(エイズ対策会議) 51

告 示

熊本県告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン熊本福祉用具センター 熊本市出水四丁目25番32号	株式会社 コムスン	平成16年2月1日

熊本県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年2月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	託 麻 北 部 線	熊本市四方寄町字上古閑 302番2地先から 同 所 同 字 301番2地先まで	前	10.5 ～ 11.0	72.2	単 防 災
			後	11.7 ～ 14.5	72.2	
"	辛 川 鹿 本 線	菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂 2193番 地先から 同 所 同 字 2191番3地先まで	前	24.0 ～ 24.0	90.0	街路整備
			後	24.0 ～ 24.0	90.0	
5.0 ～ 18.0	102.0					
"	辛 川 鹿 本 線	菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野 3047番 2地先から 同 所 字新山 3190番958地先まで	前	8.5 ～ 32.5	551.0	"
			後	16.0 ～ 66.0	551.0	

2 区域変更する期日 平成16年2月16日

熊本県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年2月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	荒 尾 長 洲 線	荒尾市野原字西原 同 所 同 字	前	6.5 ～ 6.8	12.0	単幹道
			後	6.5 ～ 9.5		

2 区域変更する期日 平成16年2月16日

熊本県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年2月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線	玉名市河崎字柳町 279番1地先から 玉名市両迫間字龍王田 271番1地先まで	182.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年2月16日

熊本県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年2月16日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇公園 下野線	阿蘇郡長陽村大字河陽字宇の山 6010番6地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	26.0	災害復旧

2 供用開始する期日 平成16年2月16日

公 告

熊本県公告第116号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成15年12月15日
- 2 名称
特定非営利活動法人 NPO セーフネット
- 3 代表者の氏名
佐藤 大吾
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市帯山八丁目2番1号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の個人、団体に対して福祉に関するさまざまな課題解決に向けて、現状の調査研究を行い、地域の人々が安心して福祉にかかわる活動支援事業を展開する。また介護の必要な人々の支援に関する事業を行い、社会全体の公益に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
八代都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 熊本県土木部都市計画課
熊本市水前寺六丁目18-1
 - (2) 熊本県八代地域振興局企画調査景觀課
八代市西片町1660
 - (3) 八代市都市計画課
八代市松江城町1-25
- 4 縦覧期間
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

熊本県公告第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、人吉市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
人吉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
人吉都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 熊本県土木部都市計画課
熊本市水前寺六丁目18-1
 - (2) 熊本県球磨地域振興局企画調査課
人吉市西間下町86-1
 - (3) 人吉市都市計画課
人吉市麓町16
- 4 縦覧期間
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

熊本県公告第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、水俣市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の